

2016～2017年度 国際ロータリーのテーマ
『人類に奉仕するロータリー』
RI 会長 ジョン F. ジャーム

川崎北ロータリークラブ会長の方針
『楽しい例会にして、出席率を上げよう！』
会長 松波 登



川崎北ロータリークラブ 会報



会長 松波 登

幹事 大塚 正一

会報委員長 入来 武久

事務所：〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-70-4 ホーユウパレス武蔵小杉 104 TEL 044-722-8037

メール：knrc@nifty.com

URL：http://kawasaki-north-rc.blue.coocan.jp/

例会：毎週水曜日 12：30

クイーン・アリス ガーデンテラス日吉

第 2764 例会 平成 29 年 6 月 14 日 (水)

点 鐘

松波 登 会長

スマイル体操

藁科 義弘 親睦委員

司会と斉唱

野口 隆一 会場監督
山川 哲史 ソングリーダー
「我等の生業」
「友達になろう」

お客様紹介

小林 美和 親睦委員
衆議院議員、衆議院憲法審査会会長
森 英介 様

出席報告

洪 征治 出席委員長

会員数 58 名	出席 32 名	欠席 26 名
(対象外 7 名)		出席率 62.75%
前々回訂正	欠席 39 名	MAKE UP 17 名
(対象外 15 名)		訂正出席率 75.00%

欠席者

朝山君	クルーズ君	花田君	波木井君	濱田君
石原君	甲田君	小林(政)君	貝田君	上山君
三浦君	宮崎君	溝淵君	松山君	峯岸君
松下君	茂木君	三平君	榎木君	大部君
重田君	佐久間君	関君	相良君	色摩君
横山君				

会長報告

松波 登 会長

地区からの 2017～18 年度 R 財団
「地区補助金プロジェクト」の審査結果
当クラブのプロジェクト「認定」地区補助金額は 1,600
ドルとのことです。今後の手順についてもご案内が届
いておりますので、次年度会長・幹事ならびに齊木社
会奉仕委員長、よろしくお願いたします。

幹事報告

大塚 正一 幹事

リニューアルした第 2590 地区のホームページを是非ご
覧ください。http://rid2590.jp

卓話

ゲストスピーカー紹介 松波 登 会長



森英介様は、代議士になる
27 年前は川崎重工で
エンジニアをされていた
いました。麻生内閣で法
務大臣および厚生労働大
臣を務められました。現
在は衆議院憲法審査会会
長をなさっています。

「日本の憲法について」

衆議院議員、衆議院憲法審査会会長 森 英介 様

1945 年 8 月 15 日に日本がポツダム宣言受諾して間も
なく、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥
が来日します。その後、1946 年 11 月 3 日に日本国憲
法公布、1947 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行されます。

明治憲法と現行憲法の根本的な違いは主権者です。大
日本帝国憲法では天皇陛下、日本国憲法では国民です。
日本国憲法と明治憲法とでは様々な面で異なりますが、
明治憲法は日本が世界に誇るべき憲法であったと思ひ
ます。その理由のひとつとして、アジアでは初の成文
憲法であったことがあげられます。また、江戸時代か
ら約 200 年もの間鎖国をしていて他国との交流を制限
されていたにもかかわらず、開国してからわずか 20 数
年で憲法を作り上げたということもあげられます。伊
藤博文などの先人たちの偉業であったと思ひます。

憲法改正については、戦後から現在に至るまで、アメリ
カ 6 回、フランス 27 回、ドイツ 60 回、イタリア 15
回とある中で、日本国憲法は制定以来 70 年間一言一
句改正されていません。戦後、「改憲派」は現行憲法は

GHQに押し付けられたものだから自主憲法を制定しなくてはならないと考え、一方「護憲派」の多くは、押し付けられたものとして受け止めていないというのが現状です。そこで、現行憲法の制定過程をどうみるか、ということが問題となってきます。



現行憲法は、連合国軍による占領管理体制下で制定されたことから、日本国民の自由な意思はなく、憲法制定手続きには問題があったと考えられます。しかし、制定手続きに問題があったから、現行憲法は無効だと考えるのではなく、日本側の自発的な憲法実践によりその問題を解決していこうと考えるべきだと思います。憲法が法律に対する歯止めという憲法本来の役割を十分に果たしておらず、機能不全の状態に陥っているといえるのが現状といえるでしょう。

改正の可否を検討すべき条項には、憲法9条（自衛隊の存在、最高指揮権）、憲法96条（改正条項）、緊急事態対処条項などがあります。憲法9条を取り上げてみると、「自衛隊は軍隊か？」ということを考えなくてはなりません。憲法9条は国際紛争を解決する手段としての「戦争放棄」と「戦力不保持」ならびに「交戦権の否認」を定めていますが、政府の見解によれば、憲法は自衛権の放棄を定めたものではなく、その自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限の実力は「戦力」には該当しません。

日本を防衛するため最小必要限度の実力を行使することは当然に認められており、これは交戦権の行使とは別の観念であるという立場にあります。このように憲法上の制約を課せられている自衛隊は、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものでありますが、国際法上では軍隊として取り扱われており、自衛官は軍隊の構成員に該当するものとされています。

憲法9条は文言からすると国際関係における「武力の行使」を一切禁じているようにみえます。しかし、憲法前文の「国民の平和的生存権」や憲法13条で「生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とすると定めているので、その趣旨を踏まえて考えると、憲法9条が我が国の自国の平

和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されません。

憲法全体を改正することは難しいことですが、条項ごとにパッケージにして改正することは可能です。必要に応じて改正することが理想だと思います。先日、安部総理もおっしゃっていましたが、憲法には自衛隊の存在が明記されていません。憲法の解釈によってその存在を正当化して今日の平和安全法制に至ります。自衛隊法においては、自衛隊の最高指揮権は内閣総理大臣にあります。それが憲法には記されていません。他国の憲法には、通常、そのような条項があります。日本も自衛隊の存在および最高指揮権が誰にあるかということが、これからの安定に繋がるのではないかと思います。

70年経って時代も社会も変わり、憲法が機能をするためには、時代に応じて改正を検討していくことが必要であることは間違いありません。今はそれを考える時期になってきております。最終的には国民投票に付すわけです。皆様一人ひとりが憲法の改正についてお考えいただくことが大事なのではないでしょうか。

ニコニコレポート 野口隆一会場監督

松波 登 会長、大塚 正一 幹事

森英介先生ようこそ！本日はよろしくお願いたします。

武田 信平 君

フロンターレは、5月30日にACL決勝トーナメント1回戦の第2戦をタイのムアントンと等々力にて戦い勝利、ベスト8に残りました。準々決勝の相手は浦和レッズ、第1戦は8月23日に等々力、第2戦は9月13日に埼玉スタジアムで行われることになりました。一方、Jリーグは6月4日に横浜マリノスと戦い、守る相手に攻めあぐね、逆にカウンターを決められ0対2で敗戦。これで6勝4分3敗、他よりも1試合少ない暫定9位となりました。

石原 安 君

申し訳ありませんが本日所用により先に失礼させていただきます。

戸川 俊雄 君、洪 征治 君

森英介先生の卓話楽しみにしております。

小泉 昌彦 君、米山 元章 君、山川 哲史 君、小林 美和 君

森英介先生、本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。本日の卓話、よろしくお願いたします。